

原発急旋回の問題点

ながれ

松久保 肇 (まつくぼ はじめ/特定非営利活動法人原子力資料情報室 事務局長)

昨年 8 月 24 日、岸田首相が原発運転期間延長・原発建設を含む原発活用方針の検討を指示してから、わずか 4 か月。12 月 22 日の政府のGX(グリーントランスフォーメーション) 実行会議は原発活用方針を含む基本方針を承認した。年末年始を挟んでわずか 30 日のパブリックコメント(意見公募)が実施されたものの、事実上、方針を固めた。政府は今年の通常国会で法改正を行うという。

2012 年、東京電力福島第一原発事故の反省を受けて、与野党合意の下、原発の運転期間は原則 40 年、例外的に 20 年延長を可能にすることとした。また、政府はこれまで「原発の新増設は想定していない」と繰り返し答弁してきた。原発の運転期間に上限があり、新設はない、つまり緩やかな脱原発は既定路線だった。しかし、事故から約 12 年、原子力緊急事態宣言はいまだ解除されず、世論も 6 割超が脱原発を求める中で、岸田首相は、原発政策を 180 度方針転換しようとしている。

●根拠のない方針転換

方針転換の理由として、政府は大きく、①電力需給ひっ迫対策、②エネルギー安全保障確保、③脱炭素の推進役、と 3 つの理由を挙げている。だが、いずれも根拠に欠ける。

第一に、未稼働原発は地元理解や工事未了、安全性が未確認など、再稼働できない理由がある。また再稼働できたとしても、数年後には多くの原発は使用済み燃料プールが満杯になるため、停止に追い込まれる可能性が高い。さらに、地震などで原発が停止する事例は複数ある。むしろ電力需給ひっ迫には、節電や建物の省エネ化などの需要抑制やピー

クシフトが効果的だ。また電力価格の高騰に対しても需要の抑制は有効な対策といえる。

第二に原発の燃料であるウラン資源はすべて輸入だ。さらに、ウランは濃縮工程を経ないと原発の燃料として使えないが、このウラン濃縮ではロシアが世界シェアの約 50% を占めている。原発活用方針はウクライナ危機で高まったエネルギー危機をロシアに大きく依存する形で解消しようとするものだ。

第三に近年、原発の建設期間は 10 年、中には 15 年以上を要しているものまである。一方、同じ脱炭素電源でも太陽光は 1 年程度、風力でも数年程度で建つ。発電所が新設されるまでは既存の石炭火力などの CO₂ 排出の多い電源が生き残ることになるが、建設期間の短い自然エネルギーのほうが CO₂ 排出量を早く多く削減できる。

第四に原発には膨大なコストがかかる。2011 年から 2020 年までの電力会社の原発維持費は 17 兆円だった。これは電気料金の内数となって消費者には見えない形で徴収されている。動かない原発のために、電気料金は高くなってきたわけだ。さらに新設にも欧米では 1 基あたり 1 兆～2 兆円と膨大なコストがかかっている。国は電力会社の建設費負担を回避するため、国民に負担させる方針だ。

●老朽化した原発の運転期間延長

もう 1 点大きな問題がある。原発の運転期間延長だ。原発の安全性を審査する原子力規制委員会は、原発の劣化状況はどのようなタイミングでも審査できるので、延長してもかまわないという立場だ。だが、原発はおおむね 40 年という設計寿命をもとに作られてい

る。どのような機械でも耐用年数を超えたからすぐに壊れるわけではない。ただし、壊れる頻度は高くなる。そして、原発の健全性のかなめとなる原子炉圧力容器の劣化状況はいくつかの検査手法を組み合わせて行っているが、それでもかなりの曖昧性が残る。原発利用は安全性が最優先としながら危険側に向かおうとしているのだ。

昨年、原子力資料情報室に寄せられた原子力規制庁の内部資料により、原子力規制庁が原子力規制委員会の指示なく経産省と運転期間について事前に政策を調整していたことが明らかになった。内部資料には「常会に提出予定のエネ関連の『束ね法』（経産主請議）により、現在、炉規制法に規定されている発電炉の運転期間制限を、電気事業法に移管」と示されていた。運転期間規制を規制委が所管する原子炉等規制法から、経産省が所管する電気事業法に移管する方針を、規制委への報告もなく認めていたということだ。

福島原発事故前、原子力規制は経産省参加の原子力安全保安院が実施していた。保安院は規制庁に改組され、規制委の事務局となり、規制と推進は分離されたはずだった。ところが、実態はそうになっていなかった。規制委の山中伸介委員長は、規制庁が「頭の体操」として検討することは問題ないとしている。しかし、これは頭の体操というものではなく、規制委の頭越しの事前調整だ。

●今後の動き

今年の通常国会で、基本方針関連の法改正が2本出されるとみられる。一つは、GX推進法（GX経済移行債の発行やGX推進機構の設立など）、もう一つは原子力に関連する束ね法だ。この中には、原子力基本法、電気事業法、原子炉等規制法、再処理抛出金法、再エネ特措法が含まれている。

前者のGX推進法では、GX経済移行債を発行、10年で20兆円調達してこれを呼び水に、官民合わせて150兆円超をGXに投資するという。だが、投資先の中には、例えば原発の研究開発に1兆円、CCSに4兆円、水素・アンモニアに7兆円なども含まれており、問題がある。

後者の束ね法案はさらに問題だ。多くの論点を抱えた原発関連の法改正をまとめて審議するため、検討時間は極めて短くされる。また上述の通り原子炉等規制法は規制委の所管法だが、経産省が改正案を束ねて提出する。つまり、規制の法律を推進が修正することになる。

●検討不足

今回打ち出された基本方針の具体的中身は、私も委員を務める経産省の原子力小委員会が検討した。運転期間延長や新增設は8月24日の岸田首相指示から委員会が報告書を取りまとめた12月8日まで、わずか3ヵ月半の検討期間だった。しかも、21人の委員中、原子力利用に否定的な立場を示しているのは私も含め2名のみで、大半の委員は経産省よりも原発利用に積極的だ。慎重な検討など行われようもない。検討不足は明らかだ。

原発の新設も運転期間延長も問題になるのは早くても数年以上先の話だ。なぜこれほど急いで決めなければならないのか。結局、ウクライナ危機・電力高騰といった状況を「カミカゼ」として利用しているに過ぎない。だが、このような強引な進め方は、国民の政策への信頼をますます失わせる。岸田首相は、原発活用方針を撤回し、改めて原発について結論ありきではない議論を行うべきだ。